

## 健康増進法改正(自動受煙禁止条例)に関して

向春の候、貴店ますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて表題に関しまして御周知の通り健康増進法の一部改正に伴い**令和2年4月1日よりすべての事務所、工場、飲食店**などが原則屋内禁煙となります。しかしながら、既存の経営規模の小さな(客室面積30坪以下、資本金5,000万円未満の)飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、**経過措置として喫煙可能室の設置、あるいは店舗全体を喫煙可能とすることができます。**

従いまして、別途同封いたしました「喫煙可能室(店)の届出について」

および「喫煙可能室設置施設 届出書」をご確認いただき、松江保健所健康増進課へ令和2年3月末までに申請・受理をお願い致します。受理後、貴店舗に貼りつけますステッカーも希望者には配布されます。

なお、松江保健所健康増進課への申請および受理が行われない場合、「指導」・「注意」・「罰則(金)」の順にて過料処分が行われる可能性もございます。

年度末のご多忙の時期ではございますが手続きを行ってくださいます様、お願い申し上げます。

2020年3月吉日  
株式会社パラダイスコポレーション  
パラダイスリアルター  
担当：中村・川中

